

知事が別に定める物品

- 1 新聞、官報、法規追録、図書、地図、雑誌及び定期刊行物類（コンパクトディスク等の電子媒体を含む。）
 - 2 単価契約をしている印刷物
 - 3 国又は地方公共団体で定める規格又は仕様による用紙類
 - 4 郵便切手、郵便はがき、収入印紙、収入証紙、プリペイドカード類等（報償費又は交際費支弁に係るものを除く。）
 - 5 写真、青写真等
 - 6 青少年保護の調査のため購入する青少年健全育成条例（昭和 35 年宮城県条例第 13 号）第 14 条第 4 号に定める図書類
 - 7 機密を要する物品（採用試験関係印刷物等）
 - 8 燃料等
 - 9 生花、花輪の類
 - 10 食糧品類（会議、記念式典等において直ちに消費されるもの）
 - 11 民生関係における貸与品及び現物支給品並びに教育関係における現物支給品
 - 12 消費生活調査、食品衛生監視等に係る調査・試験のため購入する物品
 - 13 大会等の催事に要する物品（記念品を除く。）又は行事のため掲示する看板類
 - 14 報償費又は交際費支弁に係る購入額 1 件 20 万円未満の物品
 - 15 試験研究、検査、医療、防疫又は病虫害防除、技術普及等に用いる試験材料品、医薬材料品その他各種材料品
 - 16 教育、試験研究、検査、医療、防疫又は病虫害防除、技術普及等に用いる機械器具類で、その取扱が 1 の業者に限定される物品
 - 17 警察で使用する特殊物品（警察活動の用に供するための特殊な仕様の自動車及び無線装置、速度測定器等並びに検視器材等消耗品類）及び特殊装備品
 - 18 遺跡発掘のために使用する各種材料品
 - 19 収蔵、展示等のために購入する芸術品
 - 20 映画フィルム、ビデオテープ、スライド、DVD、コンパクトディスク、カセットテープ等（録音、録画済のものに限る。）
 - 21 牛・馬その他の動物
 - 22 車両の修繕に要する消耗器材
 - 23 船舶及び航空機の運航に要する用品類
 - 24 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により購入する物品（印刷物を除く。）及び同項第 4 号の規定により購入する新商品
 - 25 災害又は事故等のため緊急に必要とする物品
- ※ 営業用ごみ袋は 4 に含まれる。